

## 判決（勝訴）確定のご報告

一般社団法人国際ボディメンテナンス協会

原告である株式会社SSS（代表取締役兼子忠司）から、当社及び株式会社メイド・イン・ジャパン（以下「被告」）の二者を被告らとして東京地方裁判所に提起されていた、商標権侵害差止等請求事件（平成30年（ワ）第5002号）につき、平成30年12月14日、第一審判決が出され、被告らの使用する各標章（パーソナルストレッチトレーナー、ストレッチトレーナー）と、原告商標（商標登録第5840729号）とは類似しているとはいえないことから商標権侵害が成立せず、また、当該各標章は、自らの提供する役務の識別・出所識別標識として使用されているとはいえないことから、当該各標章に原告商標権の効力は及ばないことを理由に、被告らの勝訴となりました。

その後、原告は控訴をしなかったため、当該判決は確定いたしましたので、ここにご報告いたします。